

# 大町公民館は『大町コミュニティセンター』と名称が変わりました。

## 公民館のコミュニティセンター化について



センター長 大野聡一

平成23年9月に魚津市自治基本条例が策定され、参画と協働、地域の特性及び独自性を尊重した「地域における自主的な活動を推進すること」を基本理念に、地域が自主的に地域運営を行える体制が整備され、大町公民館は、本年度より片貝公民館に次いで2例目となるコミュニティセンターとなりました。

従来から実施されていた公民館事業（生涯学習事業）に加え、コミュニティビジネスや物販（イベントによる）活動等も可能な、誰もが利用し易いコミュニティ活動の拠点として生まれ変わります。

これからも、地域の個性を活かしたまちづくりの拠点としての機能強化に取り組んでまいります。引き続きのご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。



### ((( 公民館 と コミュニティセンター との違い )))

	公民館	コミュニティセンター
設置主体	教育委員会	市長部局
根拠法令	社会教育法・地方自治法	地方自治法
施設の性質	社会教育施設	コミュニティ施設（指定管理者が運営）
主な事業内容	1. 定期講座の開設 2. 討論会、講習会、展示会等の開催 3. 図書、資料等を備え、その利用を図る 4. 体育、レクリエーション等に関する集会 5. 各種の団体、機関等の連絡 6. 住民の集会その他の公共的利用	1. 地域の主体的なまちづくり活動の推進に関する事 2. 地域の主体的な学びの推進に関する事 3. 地域の情報の収集及び発信に関する事 4. コミュニティ活動の場の提供に関する事 5. その他センターの設置の目的を達成するために必要な事
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営利を目的としない講座の開催により、身近な場所での学習機会の提供が可能</li> <li>・ 社会教育や人権教育などを行政の統一的な考えのもと推進することが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生涯学習に加え、まちづくり活動など、施設の利用の幅が広がり、有効活用が可能</li> <li>・ 社会教育法で制限されている営利利用などの制限緩和</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px 0;"> <b>多様化するニーズに対応</b> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民ニーズに合った収益性のあるイベントを行いたい</li> <li>○ 地域づくりにつながる物販をしたい</li> <li>○ 住民間の交流促進のための懇談会を開きたい</li> <li>○ 放課後の学習の場として利用したいなど</li> </ul>